

## 過労死等の労災補償状況（令和2年度）

令和2年度の過労死等（1）の労災補償状況を取りまとめましたので公表します。

### 1 脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料 1-1～5）

(1) 請求件数 56件（前年度比 -15件）

(2) 支給決定件数（2） 17件（前年度比 +4件）

業種別 「運輸業・郵便業」が8件で最多

職種別 「輸送・機械運転従事者」が8件で最多

時間外労働時間数別 「80時間以上～100時間未満」が8件で最多

### 2 精神障害の労災補償状況（別添資料 2-1～6）

(1) 請求件数 158件（前年度比 -40件）

(2) 支給決定件数 44件（前年度比 +15件）

業種別 「医療・福祉」が15件で最多

職種別 「専門的・技術的職業従事者」が17件で最多

年齢別 「40～49歳以下」が16件で最多

時間外労働時間数別 「100時間以上～120時間未満」「120時間以上～140時間未満」「160時間以上」が共に3件で最多

出来事別 「事故や災害の体験」を要因とするものが13件で最多

1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

2 支給決定件数は、令和2年度中に「業務上」と認定した件数で、令和2年度以前に請求があったものを含まず。

照会先

労働基準部労災補償課

電話 045(211)7355

表1 - 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	請求件数(全国)		825	840	877	936	784
	決定件数(全国)		680	664	689	684	665
	うち支給決定件数 (認定率)		260 (38.2%)	253 (38.1%)	238 (34.5%)	216 (31.6%)	194 (29.2%)
	請求件数(神奈川)		49	59	77	71	56
	決定件数(神奈川)		59	52	56	57	53
	うち支給決定件数 (認定率)		18 (30.5%)	14 (26.9%)	5 (8.9%)	13 (22.8%)	17 (32.1%)

注)1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図1 - 1 脳・心臓疾患の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

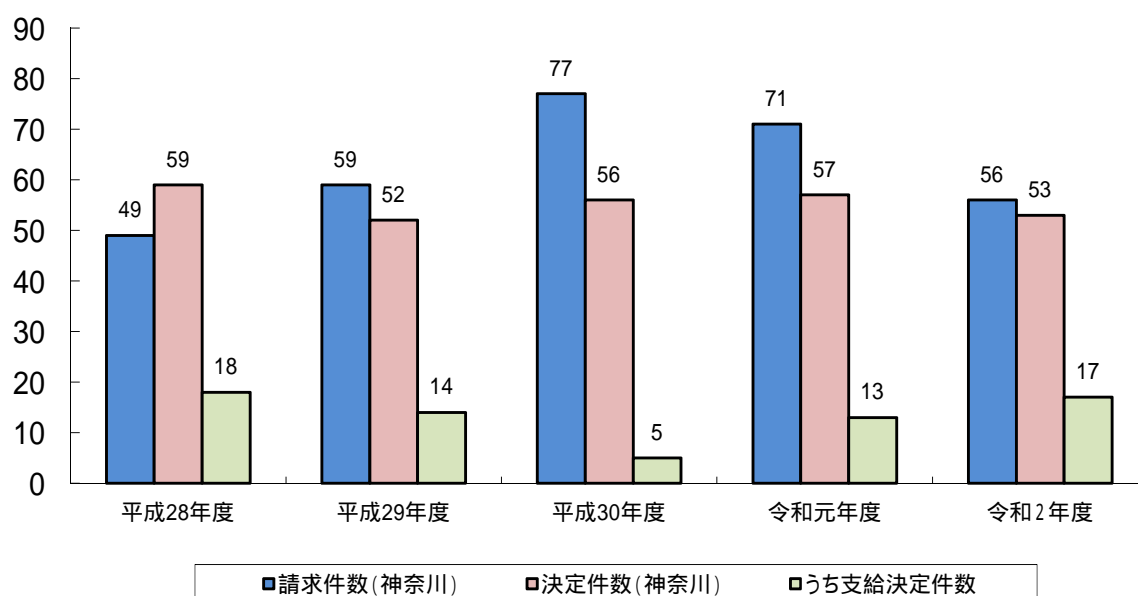


表1 - 2 業種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

業種	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	5	0	0
製造業	22	17	1	0
建設業	17	27	2	2
運輸業, 郵便業	68	58	3	8
卸売業, 小売業	32	38	1	3
金融業, 保険業	1	0	0	0
教育, 学習支援業	2	2	0	0
医療, 福祉	5	8	0	0
情報通信業	5	2	1	0
宿泊業, 飲食サービス業	21	15	2	1
その他の事業(上記以外の事業)	37	22	3	3
合計	216	194	13	17

注) 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

図1 - 2 業種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

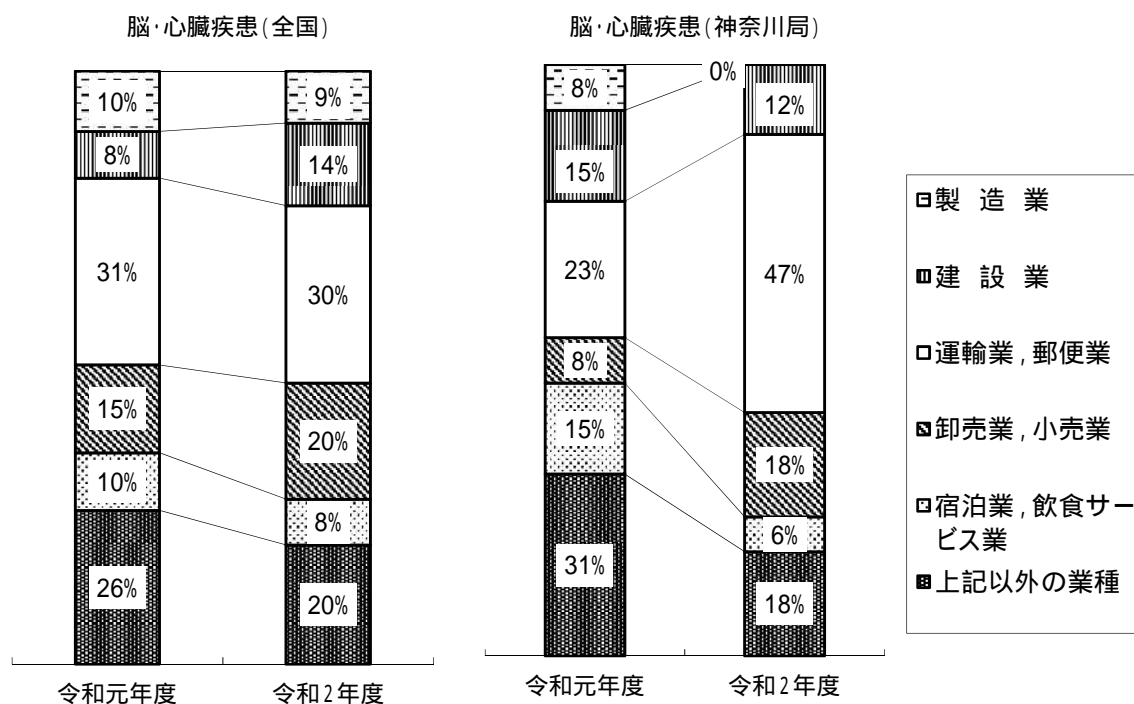


表1 - 3 職種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

職種	年度	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
専門的・技術的職業従事者		26	27	4	3
管理的職業従事者		20	12	1	1
事務従事者		6	13	0	0
販売従事者		21	23	0	4
サービス職業従事者		26	23	2	1
輸送・機械運転従事者		68	60	4	8
生産工程従事者		12	13	0	0
その他の職種(上記以外の職種)		37	23	2	0
合計		216	194	13	17

注) 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図1 - 3 職種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

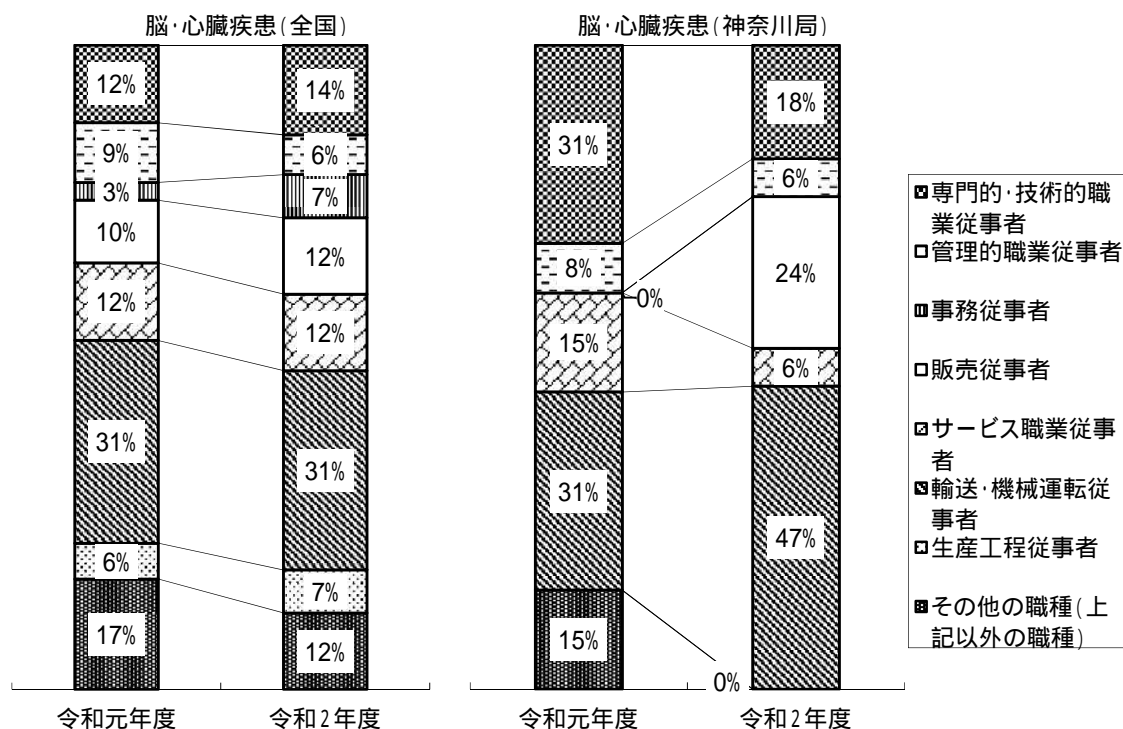


表1 - 4 年齢別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

年齢	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
29歳以下	1	4	0	0
30～39歳	15	17	2	3
40～49歳	67	64	7	7
50～59歳	91	65	4	4
60歳以上	42	44	0	3
合計	216	194	13	17

図1 - 4 年齢別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

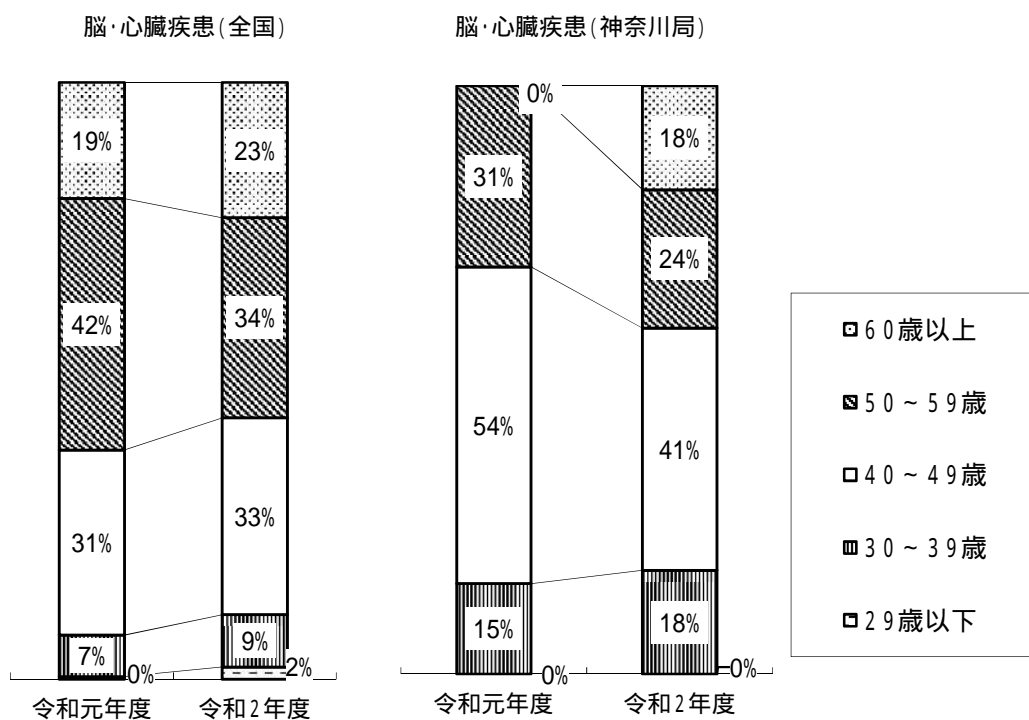


表1 - 5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	令和2年度			
	全	国	神	川
		内死亡		内死亡
45時間未満	0	0	0	0
45時間以上～60時間未満	0	0	0	0
60時間以上～80時間未満	17	5	0	0
80時間以上～100時間未満	79	28	8	2
100時間以上～120時間未満	45	16	5	1
120時間以上～140時間未満	19	7	2	1
140時間以上～160時間未満	12	2	0	0
160時間以上	6	2	2	1
合計	178	60	17	5

注) 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。

表2 - 1 精神障害の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害	請求件数(全国)		1586	1732	1820	2060	2051
	決定件数(全国)		1355	1545	1461	1586	1906
	うち支給決定件数 (認定率)		498 (36.8%)	506 (32.8%)	465 (31.8%)	509 (32.1%)	608 (31.9%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(全国)		198	221	200	202	155
	決定件数(全国)		176	208	199	185	179
	うち支給決定件数 (認定率)		84 (47.7%)	98 (47.1%)	76 (38.2%)	88 (47.6%)	81 (45.3%)
精神障害	請求件数(神奈川)		140	129	156	198	158
	決定件数(神奈川)		123	117	131	133	152
	うち支給決定件数 (認定率)		42 (34.1%)	30 (25.6%)	35 (26.7%)	29 (21.8%)	44 (28.9%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(神奈川)		12	10	13	12	9
	決定件数(神奈川)		15	8	13	8	7
	うち支給決定件数 (認定率)		4 (26.7%)	2 (25.0%)	5 (38.5%)	4 (50.0%)	2 (28.6%)

注)1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図2 - 1 精神障害の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

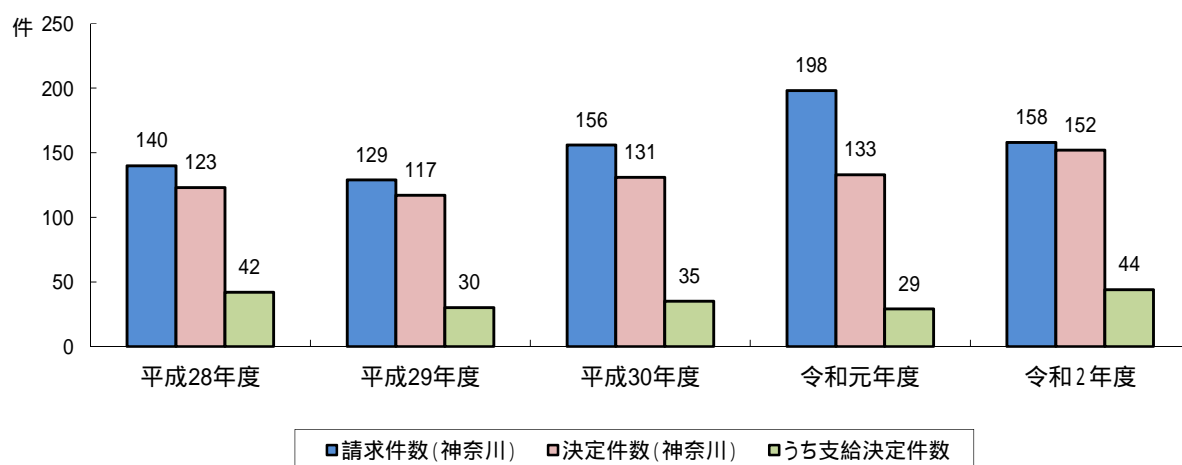


表2 - 2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

業種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	3	8	0	1
製造業	90	100	2	7
建設業	41	43	4	3
運輸業、郵便業	50	63	2	9
卸売業、小売業	74	63	5	1
金融業、保険業	6	12	0	0
教育、学習支援業	12	11	1	0
医療、福祉	78	148	7	15
情報通信業	31	27	1	1
宿泊業、飲食サービス業	48	39	4	1
その他の事業(上記以外の事業)	76	94	3	6
合計	509	608	29	44

注) 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

図2 - 2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

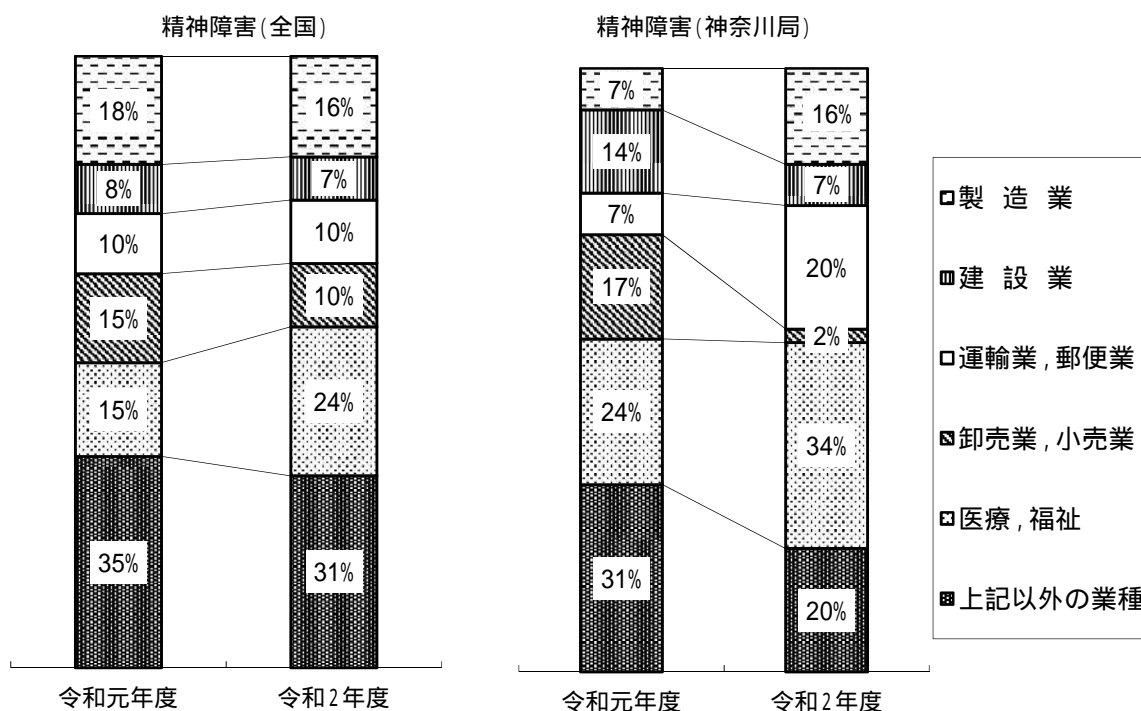




表2 - 3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

職種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
専門的・技術的職業従事者	137	173	3	17
管理的職業従事者	29	29	4	0
事務従事者	79	83	5	5
販売従事者	60	65	3	1
サービス職業従事者	81	91	9	4
輸送・機械運転従事者	38	43	1	6
生産工程従事者	61	58	2	6
その他の職種(上記以外の職種)	24	66	2	5
合計	509	608	29	44

注) 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図2 - 3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

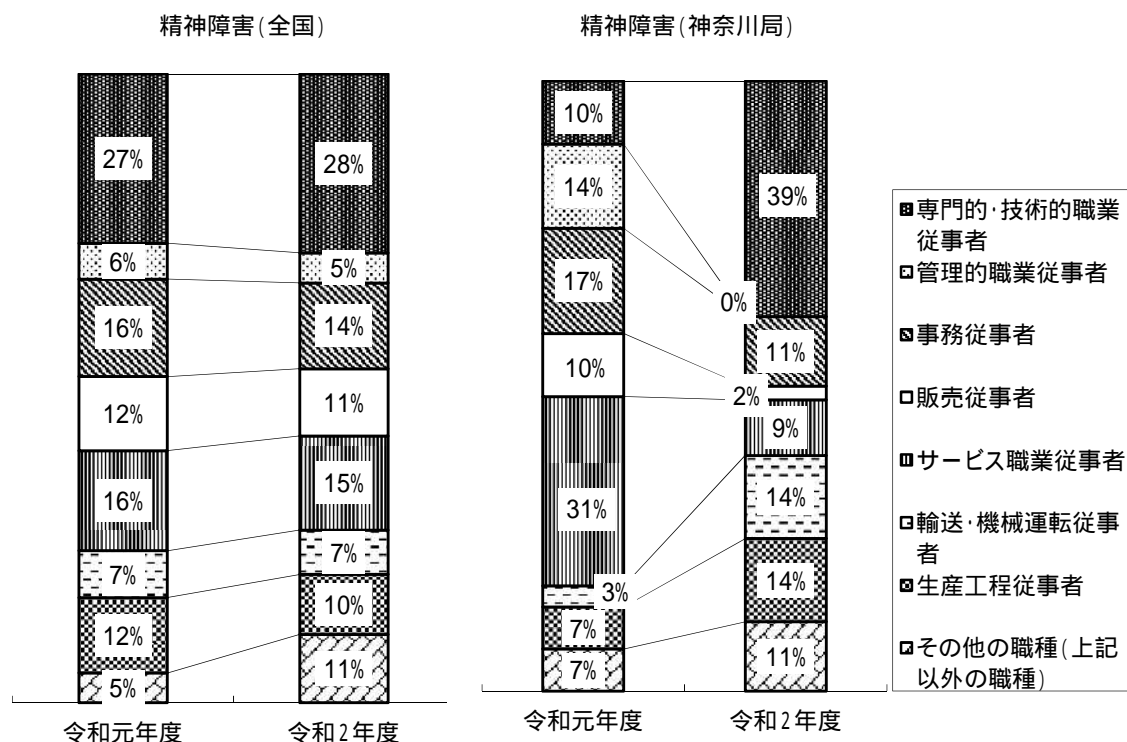


表2 - 4 年齢別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

年度 年齢	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
29歳以下	119	139	9	9
30～39歳	132	169	5	8
40～49歳	170	174	11	16
50～59歳	75	103	3	8
60歳以上	13	23	1	3
合計	509	608	29	44

図2 - 4 年齢別支給決定件数構成比(精神障害)

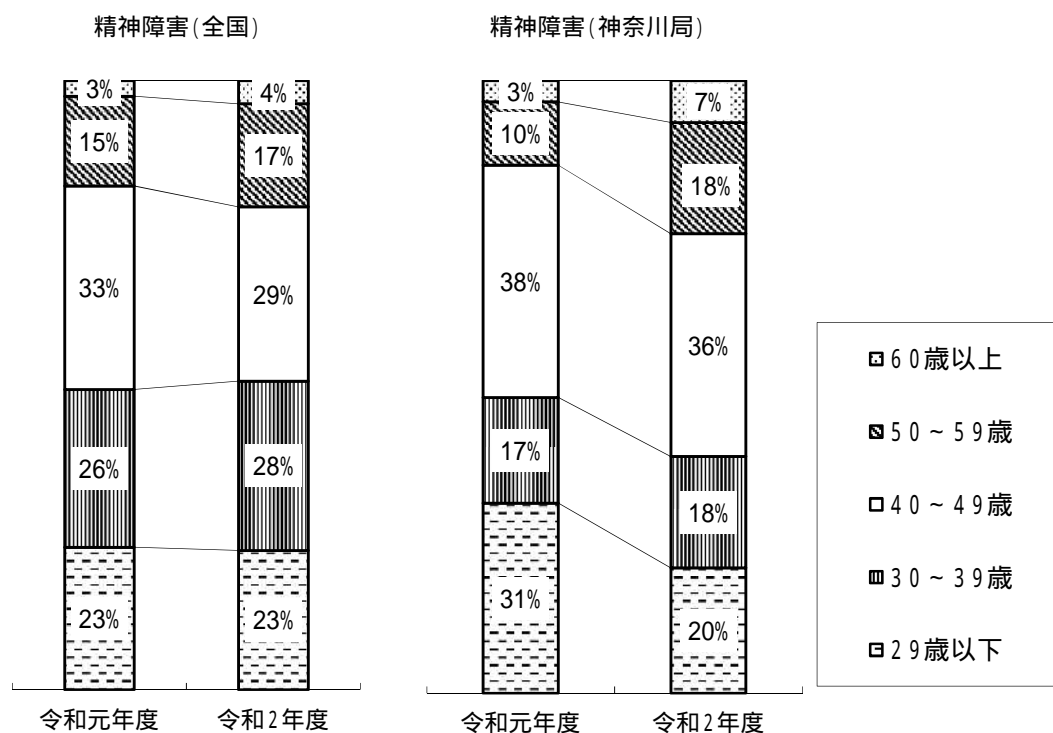


表2 - 5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	令和2年度			
	全	国	神 奈 川	
		内自殺		内自殺
20時間未満	68	3	0	0
20時間以上～40時間未満	40	7	1	0
40時間以上～60時間未満	45	11	1	0
60時間以上～80時間未満	26	13	1	0
80時間以上～100時間未満	28	12	0	0
100時間以上～120時間未満	56	10	3	1
120時間以上～140時間未満	24	6	3	0
140時間以上～160時間未満	12	6	0	0
160時間以上	30	6	3	0
その他	279	7	32	1
合計	608	81	44	2

注) 「その他」の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

精神障害の出来事別決定及び支給件数一覧

(資料2 - 6)

(件数)

出来事の種類	具体的な出来事	令和2年度		
		決定件数	支給決定件数	
				内自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	12	7	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	6	6	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	2	1	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事のミスをした	3	0	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	1	1	1
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	2	0	0
	達成困難なノルマが課された	1	0	0
	ノルマが達成できなかった	0	0	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	2	0	0
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	1	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	2	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	20	5	1
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	4	4	0
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	1	0	0
	勤務形態に変化があった	0	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	0	0	0
	配置転換があった	2	0	0
	転勤をした	1	0	0
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	2	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	1	0	0
	自分の昇格・昇進があった	0	0	0
	部下が減った	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0
非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	
5 パワー・ハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラスメントを受けた	16	5	0
6 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	11	8	0
	上司とのトラブルがあった	29	0	0
	同僚とのトラブルがあった	11	1	0
	部下とのトラブルがあった	2	0	0
	理解してくれていた人の異動があった	0	0	0
	上司が替わった	0	0	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0
7 セクシュアル・ハラスメント	セクシュアル・ハラスメントを受けた	8	3	0
8 特別な出来事		3	3	0
9 その他		9	0	0
合計		152	44	2

注) 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(令和2年8月21日付け基発0821第4号による改正後のもの)。  
 2 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラスメントを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により新規に追加された項目である。  
 3 「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により修正された項目で、令和2年度においては改正前の認定基準における具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」で評価した件数も含むものである。  
 4 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。  
 5 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。